

# ローン控除、縮小の見通し

政府・与党は支払う利息額より控除額が多くなる場合がある住宅ローン控除について見直す見通しだ。自民・公明の与党は来月に税制改正大綱を決定する予定で、控除額や控除率のあり方を検討する。具体的には「1年間に実際に払った金利が1%のどちらか低い方を控除率として適用する」など複数の案が出ていているとみられる。

新しいルールの適用は早ければ2022年4月の購入分からになる可能性がある。すでに住宅ローン控除を受けている人に適用するかは今後詰めるとみられるが、「住宅ローンの返済計画に影響するため考慮すべき点が多く、適用は難しいのではないか」（政府税制調査会委員の土居丈朗・慶應大学教授）との見方が出ている。

政府から独立した機関である会計検査院は19年、住宅ローン控除について「必要がないのに住宅ローンを組んだり、控除の適用期間が終了するまで繰り上げ返済をしない動機づけになつたりすることがある」と指摘し、見直しを提言した。検査院の調査では17年に控除の適用を始めた1748人のうち、1%未満の金利で借り入れた人が約78%に達した。与党も昨年12月にまとめた税制改正大綱で、22年度税制改正の際に見直す考えを示していた。（川本和佳英）